

期 間	7月上旬～2月上旬（Ⅰ期・Ⅱ期を通じて）
補助対象 （調整中）	グループ毎の住宅生産等に関する共通ルールに基づき実施する、住宅の省エネ改修に要する費用。 （省エネ改修工事は、原則、国土交通省が提示するパターンから選択する）
補助要件 （調整中）	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ内で、省エネ改修の施工方法等に関する共通ルールを設定すること。 ・省エネ計算により改修前後の住宅の省エネ性能を確認すること。 ・補助対象事業の改修計画、省エネ計算、施工方法等を題材としてグループ内で研修を行うとともに、当該結果を踏まえ、必要に応じて共通ルールを更新すること。
配分枠の 考え方	各グループに「省エネ改修型」として配分
配分額の 取扱い	採択時の各グループへの配分額を、年度通じてグループ内で活用できるものとする。
戸当たり 補助額	50万円／戸 （地域材加算や三世帯同居加算は適用しない）